

**社会福祉法人名取市社会福祉協議会
役員等の報酬・費用弁償に関する規程**

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人名取市社会福祉協議会（以下「法人」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬、費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員 の 勤 務)

第2条 会長は、職務を行うため1日3時間、週3日、主たる事務所で勤務する。ただし、週9時間の範囲で1日の勤務時間及び週の勤務日数を調整することができる。

2 常務理事は、職務を行うため1日7時間、週4日、主たる事務所で勤務する。ただし、週28時間の範囲で1日の勤務時間及び週の勤務日数を調整することができる。

(役員 の 報 酬)

第3条 会長及び常務理事が前条の職務を行った対価として、次のとおり報酬を支給する。

(1) 会 長 月額70,000円

(2) 常務理事 月額150,000円

2 常務理事に職員が受ける給与等を支給する場合は、前項の報酬は支給しない。

3 会長及び常務理事以外の役員等に対しては、報酬は支給しない。

(報酬 の 計 算 期 間 及 び 支 払 日)

第4条 報酬は、1日から末日までを一報酬期間（以下「報酬計算期間」という。）とし、当月21日に支給する。ただし、支払日が金融機関休業日にあたる場合は、前営業日に繰り上げて支給する。

(報酬 の 支 給 方 法)

第5条 報酬は、通貨で直接本人に支払う。ただし、本人の同意を得た場合は、本人が指定する金融機関の口座への振込みにより支払うことができる。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬 の 日 割 り 計 算)

第6条 新たに会長及び常務理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 会長及び常務理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その

報酬計算期間の勤務を要する日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、会長及び常務理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数処理)

第7条 この規程により、計算金額に円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げて計算する。

(費用弁償)

第8条 役員及び評議員等が、理事会、評議員会及びその他法人が必要と認めた会議に出席するときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は次のとおりとする。

(1) 理事会、評議員会及びその他法人が必要と認めた会議

1日 1,500円

(2) 監事が監査に出席するとき

1日 3,000円

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を得て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。